

山運整第371号の3
令和4年11月15日

自動車特定整備事業者 各位

国土交通省東北運輸局
山形運輸支局長
(公印省略)

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施について

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習は、道路運送車両法施行規則第57条第7号の規定により、令和2年から施行された特定整備事業の新認証制度「電子制御装置整備」の事業場に選任される整備主任者(一級整備士を除く)の選任要件となっていることから、下記のとおり実施することとします。

記

1. 受講対象者

電子制御装置整備に係る自動車特定整備事業の認証を受けた事業場又は、新たに電子制御装置整備の申請を行う事業場の整備主任者として選任される予定の者。

2. 日程及び場所

①実習

期日：山形・・・令和4年12月12日 (PM)、12月13日 (AM、PM)
庄内・・・令和4年12月14日、(PM) 12月15日 (AM)

※ (AM: 9:30~12:00 PM: 13:00~15:30)

②学科及び試問

※山形、庄内会場にてオンラインでの開催を予定しておりますが、受講希望人数により実施会場を山形に集約する場合がありますのでご了承ください。

期日：令和5年1月11日 (水)

日程

受付	13:00~13:30
資格取得講習の学科	13:30~14:30
試問説明	14:45~15:00
資格取得講習の試問	15:00~15:30

場所：【山形会場】山形県自動車整備振興会本部

(住所：山形市大字漆山字行段 1961 番地 電話：023-686-4832)

【庄内会場】山形県自動車整備振興会 庄内分室

(住所：東田川郡三川町大字押切新田字歌枕 109 番地 6 電話：0235-66-4091)

3. 講習の資料及び費用

① 実習 10,000 円

②学科及び試問 (テキスト代 1,000 円)

※ テキストは会場で購入して頂くか、山形運輸支局のホームページから印刷して持参ください。

4. 注意事項

- ・実習を受講の際は、動きやすい服装でご参加ください。
- ・学科終了後、「電子制御装置の整備主任者等資格取得講習の試問」を実施します。試問は「電子制御装置の整備主任者等資格取得講習(実習)」受講済みで申請書を提出された方のみ受講可能です。
- ・**資格取得講習の申請書類は、11月30日(必着)までに山形運輸支局検査・整備・保安部門へご提出ください。**
- ・※資格取得講習の申請書は、山形運輸支局のホームページからも印刷できます。
- ・試問を希望される方は、鉛筆、消しゴムをお持ちください。

5. 新型コロナウイルス感染症対策

- ・本講習は、新型コロナウイルス感染症対策を行うため実施場所を限定しています。
- ・講習を受講する場合は必ずマスクを着用してください。
- ・検温にご協力ください。当日37.5℃以上発熱のある場合については受講を控えていただく場合があります。
- ・県内の新型コロナウイルス感染症流行の状況により、実施を延期する場合があります。